

町内会の再編について(お知らせ)

令和7年1月1日より、以下のとおり町内会の再編が行われますので、お知らせします。

○第2区

変更前	変更後 (令和7年1月1日～)
湯田町 (〒393-0016)	湯田町 (〒393-0016)
湯田仲町 (〒393-0017)	
新町上 (〒393-0011)	
新町下 (〒393-0018)	

○第7区

変更前	変更後 (令和7年1月1日～)
東山田第1	東山田第1・2
東山田第2	
東山田第3	東山田第3・4
東山田第4	

※郵便番号の変更はありません。(〒393-0093)